

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年10月24日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一 郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一 郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	1,085,000,000円
新株予約権証券	29,600,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,324,600,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年10月24日開催の当社取締役会決議による平成28年11月10日開催の当社臨時株主総会特別決議での承認を条件とするものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	15,500,000	1,085,000,000 (100,000,000)	542,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	15,500,000	1,085,000,000 (100,000,000)	542,500,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額のうち、985,000,000円を金銭による払込みの方法で行い、100,000,000円を金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）（以下、「DES」といいます。）による方法で割り当てます。金銭以外の財産による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の（ ）内に記載しております。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容については、後記「5. 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額」の欄外に記載しております。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、542,500,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
70	35	100株	平成28年11月18日		平成28年11月18日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 金銭以外の財産の現物出資による申込みの方法は、「総数引受契約」を締結し、DESによる払込みの方法によります。現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権100,000,000円は、申込みに係る株式の払込みに充当されて消滅します。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店	大阪市北区中之島二丁目3-18

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	185,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	29,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき160円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.6円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年11月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成28年11月18日
割当日	平成28年11月18日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

(注) 1. 第8回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年10月24日開催の当社取締役会決議による平成28年11月10日開催の当社臨時株主総会特別決議での承認を条件とするものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式18,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、70円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「東証JASDAQスタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,324,600,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年11月18日から平成30年11月17日（但し、平成30年11月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位は譲渡先に継承される。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」という。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使しなければなりません。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（91円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（105円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとしします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。
4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
5. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
  - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,309,600,000	36,000,000	2,273,600,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額（985,000,000円（DES分の100,000,000円を除く））及び本新株予約権の払込金額の総額（29,600,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,295,000,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用15,000,000円、登記費用関連費用18,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）3,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
5. 現物出資の目的とする財産の内容及び価額  
OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD（詳細は割当予定先の概要参照、以下、「OPM社」という。）が当社に対して有する平成28年9月21日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本100,000,000円のうち100,000,000円  
借入日：平成28年9月21日  
借入金額：100,000,000円  
返済期日：平成28年12月31日  
利率：3.00%

資金使途：平成28年9月から平成29年3月までの一般管理費（人件費・支払家賃等）780万円、業務委託先等への支払報酬（監査報酬、顧問先等）150万円、支払手数料他（証券代行等）700万円等の運転資金。

当社は、自己資金及び案件の収益化による資金並びに当社保有資産の一部売却、そして5月に運転資金として調達した690万円を今期の運転資金として充当する予定でしたが、保有資産の一部売却による資金確保が一旦白紙となり、緊急の資金需要が生じたため、OPM社から借入をいたしました。

しかしながら、当該借入について打診した際に、OPM社からは、同社は基本的に投資会社であり、当社株式の取得による当社株価の値上り益を狙う方針であることから、貸付による資金供与を行った場合で、仮にその後当社が第三者割当増資による増資を行う場合には、デット・エクイティ・スワップの方法による返済を条件とする旨の意向を受けていたところ、今回、当社において、返済負担の軽減や本資金調達を実現させるために割当先であるOPM社の当該意向を受け入れ、デット・エクイティ・スワップによって払込金額の一部を充当することを決議いたしました。

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査（会社法第207条第1項）若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査（同条第9項第4号）が義務付けられていますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップである場合）については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています（同条第9項第5号）。ただし、同条第9項第5号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られます。



よって、現物出資の目的となる債権100,000,000円につきましては、検査役検査又は専門家による調査を不要とすることを目的として、当社が期限の利益を放棄することとし、これにより弁済期が到来いたします。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、平成28年5月13日付で開示しました「第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約締結に関するお知らせ」のとおり、東南アジアにおけるエネルギー関連を対象とした投資及び投資マネジメント事業、並びに外国人観光客の増加による外国人向け宿泊施設の需要増というビジネスチャンスを活かした「インバウンド」をキーワードとした投資及び投資マネジメント事業に経営資源を投下し、事業を推進して参りました。

なお、当該第三者割当増資により調達した資金は、平成28年7月26日及び平成28年9月23日にMGPE社への出資金として約200百万円、平成28年6月30日に宿坊事業に関するSPVへの資本金及び施設建設費用のつなぎ融資として約50百万円(一部自己資金)、運転資金として69百万円を充当しております。

当社としましては、今後、上記2つの事業領域である東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資及び投資マネジメント事業、主に訪日外国人観光客向けのインバウンドに関する投資及び投資マネジメント事業に加え、日本での太陽光発電に関する事業及び従前からの事業領域である国内不動産事業に対し、更に深耕していくことで、当社の企業価値を向上させたいと考えております。

### 東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資及び投資マネジメント事業

現在、東南アジア諸国の経済発展は目覚ましく、数多くの大規模な工場の建設、都市の開発などが進んでいる一方、原動力となる電力に関するインフラの整備が遅れており、特にインドネシア等の島嶼部においては、電力の不足は深刻な問題で、電力不足を解消することが同国の喫緊の課題となっております。この傾向はインドネシアに限らずミャンマーやベトナムを含む成長著しい東南アジア諸国に確認され、そこでの発電を含む電力関連事業はますます拡大する有望な投資対象と見込まれております。

また、日本においては、再生可能エネルギーの買取制度(FIT)に基づく発電事業が活発で、太陽光発電事業のみならず、バイオマス発電所の建設も進んでおります。

資源エネルギー庁が管轄するWebsite「なっとく!再生可能エネルギー」内の「設備導入状況の公表」は、経済産業省がFIT認定した発電所の件数と認定した容量(認定容量KW)とすでに電力の買取を始めている同件数および認定揚力を公表しています。同データ(A表 都道府県別認定・導入データ)によりますと、平成28年5月末時点でのFIT認定されたバイオマス発電設備の内、外国産の木質ペレットやPKS(油やし核殻)を含む一般木質及び農産物残さを燃料とする発電所は、認定済み件数:106件 認定容量:296万KW、導入済み件数:22件 導入済み容量:23万KWとなっております。

資源エネルギー庁の平成27年6月27日付「再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度の現状と課題」(資料2)内の「バイオマス発電の開発フローと課題」によりますと、バイオマス発電事業は計画に着手してから実際に電力の買取が始まるまで、4年から5年、経済産業省のFIT認定から導入までは2年から3年を要するとの記載があります。

これらのデータは、今後、認定済みの当該発電所がすべて稼働を始めると、導入される容量は、平成28年5月末時点の23万KWから、平成30年から平成31年にかけての時点で、296万KWにも達するというを示しています。

また加えて、平成27年4月28日開催の総合エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会(第8回会合)の資料4によると、当該発電設備の認定容量は、2030年には最大で400万KWになると推計されており、当該発電設備は今後も増える趨勢にあることがうかがえます。

そのような日本国内及び海外の環境の中、当社は、平成28年7月26日と平成28年9月23日に、東南アジアにおけるエネルギー関連事業を展開しているMARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.(所在地:321 Orchard Road, #07-02, Orchard Shopping Centre, Singapore、代表者:斎藤 顕次、資本金:5,753,891 S\$ (シンガポールドル、1 S\$ = 74.56円 平成28年10月21日現在)、以下、「MGPE社」という。)へ合計200百万円の出資(出資後当社持株比率18.96%)を行いました。

MGPE社は、東南アジアでのバイオマス原料(ペレット)の製造・販売事業や将来的なバイオマス発電事業等を展開するエネルギー関連事業について、現在、タイの証券会社や上場事業会社と協議を続けながら、現地企業とのジョイントベンチャーによるペレット製造・販売事業等の準備に入っております。

具体的には、現在、MGPE社が推進している海外エネルギー関連の事業として、(1)タイにおける木質ペレット製造と販売、(2)インドネシアでのバイオディーゼル燃料を使った発電事業、(3)インドネシアでのPKS(油やし核殻)の集荷及び販売事業があります。

#### (1)タイにおける木質ペレット製造と販売

本事業は、MGPE社がタイのパートナー企業と合併会社をつくり、当該合併会社が木質ペレットを製造する設備を含む工場を3か所建設し、日本の商社等のバイヤーに販売する事業であり、MGPE社は当該合併会社からの配当収入を見込みます。

MGPE社は、当社から既に受け入れた出資金約200百万円を木質ペレットの製造販売事業のスタート資金として、まずは1か所の工場から始め、2か所目以降は自己資金と更に出資を募って事業を進めようとしておりましたが、当社としてはMGPE社が行う事業の将来性を見込んだことから、本資金調達による資金でMGPE社を完全子会社化した上で、当社が今回調達する資金の内270百万円を貸付又は出資することにより、MGPE社としては、既に当社が出資している200百万円と併せた合計470百万円を原資として本事業を行おうとするものです。

上記のように、日本では、FITによるバイオマス発電事業が活況を呈しており、今後稼働するバイオマス発電事業が増加するとともに、その燃料としての木質ペレットやPKSに対する需要が大きく高まり、本事業は安定的に推移することが期待できます。

その他、現在、MGPE社が取組んでいる海外エネルギー関連事業として、(2)インドネシアでのバイオディーゼル燃料を使った発電事業、(3)インドネシアでのPKSの集荷及び販売事業があります。

インドネシアは、首都ジャカルタですら稀に停電があるような状態の電気が不足している島嶼国であり、島が13,000以上あるといわれている島嶼部の電気不足は、ジャカルタの比ではなく、インドネシア国内の社会問題とすらなっています。

そのような島嶼部では、発電に対する需要が大きいものの、発電所の建設がなかなか進んでいないのが実情ですが、島嶼部で求められる発電規模は1か所当たり1MW程度と大きいものではなく、日本の大企業が進出して発電施設を作り発電事業を行うという対象とはなり得ないと考えられます。

今後、MGPE社は、3か所で累計3MW程度のバイオディーゼル燃料を使う発電事業をインドネシアの島嶼部で行うことを計画しております。

また、MGPE社は、インドネシアのスラウェシ島においてPKSの集荷及び日本の商社への販売事業を行っている現地企業に対して、配当収益を享受すること見込んだ出資についても検討しております。

#### 日本での太陽光発電に関する事業

次に、当社は、東南アジアにおける成長著しい国々に有力なコネクションを構築しているMGPE社との協働の中で、日本の太陽光発電事業等のエネルギー関連事業への投資を目的とした東南アジアの投資会社やエネルギー関連企業(以下「海外のエネルギー関連企業等」という)とのパイプも出来て参りました。

海外のエネルギー関連企業等は、日本における10MW(メガワット)以上の発電量をもつ産業用太陽光発電事業に注目しております。産業用太陽光発電とは、アパートやマンション、工場や倉庫、公共施設や学校、空き地や遊休地等で発電される電力のことで、平成24年7月1日より「余剰電力買取制度」から「全量買取制度」が適用され、余剰電力買取制度の10年間よりも長い20年間の買取が義務付けられています。従来の余剰電力だけを買っていった制度と比べ、電力会社が発電した電力すべてを固定価格で買い取る仕組みに大きく変わることによって、安定した収益事業として大きな注目を集めることになりました。

そのような背景の下、当社は、MGPE社との連携を強化して日本と東南アジアとのクロスボーダー投資によるアレンジメント及び投資マネジメント等のビジネスチャンスを活かした事業展開を視野に案件の情報収集に努めた結果、今般、日本国内において太陽光発電関連事業を行っている企業の知己を得ることができたとともに、当該事業の知見や情報を当社のものとすることができました。

当社としましては、海外のエネルギー関連企業等が目を向けない、1MW程度の太陽光発電事業を当社で進めることを検討いたしました。検討の結果、1MW程度の発電事業であれば、投資資金も3億円程度であり、当社単体でも進めることができるとの結論に達し、当該事業に関する事業体制を構築する方針を決定いたしました。

その事業は、具体的には以下の2つの事業にて構成されます。

#### (1) 当社100%または第三者との共同による太陽光発電事業

当社は、固定価格買取制度(FIT)に基づく太陽光発電事業を行います。

当社単体または第三者の会社と共同(以下、「太陽光発電事業体」という。)にて、太陽光発電設備を保有し、発電した電力を全量、電力会社に販売することで20年間の安定的な収益獲得が見込めます。

FITに基づく事業は、経済産業省から設備認定を受けるとともに、事業の計画地を管轄する電力会社と電力の買取協議を行い、その協議が成立した案件のみが対象となります。

発電容量は1案件につき、1MW程度の案件に絞り精査し、取得します。

太陽光発電設備を設置する土地については、太陽光発電事業体が所有者から購入するか、または所有者と地上権設定契約を締結します。

なお、太陽光発電設備とは以下の機器等で構成されます。

《1. 太陽光モジュール 2. 接続箱 3. パワーコンディショナー 4. 変電設備 5. 気象計測器 6. モニタリング盤》

FITに基づき発電された電気の固定買取価格は、平成28年度はkwh当たり24円と決定されており、来年度の買取価格は、現状においては不明ではありますが、平成28年度の買取価格(kwh当たり24円)を前提とした1MWの太陽光発電事業モデルとして、投資額:約250百万円~300百万円、年間売上高:約26百万円、年間営業利益:約10百万円、年間キャッシュフロー:約20百万円と想定しております。

当社は、太陽光発電事業体として案件ごとに当該事業のみを対象とする特別目的事業体(SPV)を設立し、当該SPVが太陽光発電事業施設を取得・保有し、60%程度を金融機関等の借入金にて、残りの40%程度を当社が、SPVと締結する匿名組合契約に基づいて出資するというスキームにて行うことを想定しております。

なお、想定するほどの借入金の実現しない場合や必要資金が当社単体では賅えない場合は、上記出資者に第三者を加え、当社および第三者が出資者となり事業を進めることもあり得ます。

本スキームにおいて、当社の収益は、出資割合に応じた匿名組合配当による配当収入を見込みます。

#### (2) 第三者の会社と共同で行う太陽光発電事業の転売事業

太陽光発電に関連する事業とは、(A)個人に対し、住宅の屋根に設置する太陽光発電施設を販売し管理する事業や、(B)土地を確保し設備認定や接続契約を完了させた上で、太陽光発電事業を法人や個人の投資家に対し販売し管理する事業、または、(C)太陽光発電事業を推進している事業者に対し、設計・施工(EPC)業務を提供する事業などがありますが、当社は、(B)の事業に注目し、集中いたします。

当該事業は 上記(1)で述べた太陽光発電事業を、個人・法人を問わない投資家に販売することによる販売利益を企図するものであります。

日銀の金融緩和政策により、長期国債はマイナス金利となっていることが象徴するように、投資家にとっては、現在は資金運用先に苦慮している状況であります。

そのような中、太陽光発電事業は、20年間固定価格で買取されることが原則保証されている事業であり、投資家にとってはリスクが小さくリターンが大きいので魅力ある商品になり得ると考えられることから、上記(1)で設定したモデルの投資額を原価とし、利回りに基づく販売価格で投資家に売却することによるキャピタルゲインでの収益の獲得を見込めます。

また、当社は、当該太陽光発電関連事業を行っている会社に注目し、当該会社との資本提携等による当該事業への取組も視野に入れながら進めて参りたいと考えております。

今後、MGPE社及び海外のエネルギー関連企業等の持つ太陽光発電関連事業に関するノウハウによる新たな太陽光発電施設の開発や既存の太陽光発電施設の売買市場において、海外のエネルギー関連企業等とのパイプを活かしたビジネスを展開することができると考えております。

当社としましては、当初、MGPE社への出資について、事業の進捗状況を見ながら、20%未満の出資から持分法適用関連会社への移行を経て子会社化へと出資割合を増やしていく計画でしたが、MGPE社が推進している木質ペレットの製造販売事業やPKSの販売事業が、順調に推移すると見込まれること、及び現地有力企業との協議において、当社及びMGPE社が、対日本投資の窓口として地位が確立してきていることにより、日本国内におけるエネルギー関連事業への取組が現実的になってきたことから、MGPE社を完全子会社化し、当社の新たな事業領域として、本事業における収益の取り込みを行いたいと考え、本資金調達による当該資金によってMGPE社のすべての株式を取得する方針を決定いたしました。

現在、MGPE社のDirectorである齋藤は当社の取締役を兼任し、当社は齋藤を通じてMGPE社の事業の推移をモニターしてまいりましたが、今後、MGPE社を当社の完全子会社にした上で、当社からも取締役を派遣し、また、本事業を遂行するための人員を増強する等、当該事業を行うための組織体制を構築し、エネルギー関連事業において、MGPE社が海外の案件に注力し、当社が日本における案件に取組む予定です。

なお、上記のMGPE社の人員増強等の費用は、MGPE社のキャッシュフローにて賄える計画になっております。

当社は、本資金調達が予定通り遂行された場合には、MGPE社の発行済株式3,903,891株の内、当社の所有する株式740,000株(発行済株式の18.96%)以外の株式3,163,891株(81.04%)すべてを取得し、当社としてMGPE社を完全子会社化した上で、MGPE社の行う事業収益を連結子会社として取込みます。

MGPE社の株式の取得価格につきましては、今後MGPE社の企業価値が上がることも想定されることから、平成28年7月26日及び平成28年9月23日に、第三者算定機関であるフィアール監査会計事務所(所在地:大阪府大阪市中央区)が算定した株式価値評価書を採用し、当社が新株式を取得した価格である1株=3.5 S\$を予定しております。

#### MGPE社の概要

(1)	名称	MARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.
(2)	所在地	321 Orchard Road, #07-02, Orchard Shopping Centre, Singapore
(3)	代表者の役職・氏名	Director・齋藤 顕次
(4)	事業内容	バイオマス関連製品の製造・販売 バイオマス関連事業に係るコンサルティング その他投資事業
(5)	資本金	5,753,891 S\$(平成28年9月末現在)
(6)	設立年月日	平成24年7月24日
(7)	発行済株式数	3,903,891株(平成28年9月末現在)
(8)	決算期	7月31日
(9)	従業員数	4人
(10)	大株主及び持株比率	MARVEL INVESTMENTS LIMITED 65.68% 燦キャピタルマネージメント株式会社 18.96% ASIAN TRADING ASSET MANAGEMENT LIMITED 15.37%
(11)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社は、当該会社が平成28年7月26日及び平成28年9月23日に実施した第三者割当増資において、当該会社の新株式740,000株を引受けております。

	人的関係	当該会社のDirectorである齋藤顕次氏は、平成28年6月28日開催の当社定時株主総会にて当社取締役就任しております。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社の関係者である齋藤顕次氏は、当社の関連当事者に該当いたしません。		
(12)	最近3年間の経営成績及び財政状態	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：S\$)		
	決算期	平成26年7月期	平成27年7月期	平成28年7月期
	純資産	968,818	3,708,896	5,389,517
	総資産	12,698,625	6,147,138	7,051,766
	売上高	803,550	11,884,250	812,397
	営業利益	162,277	1,510,221	286,346
	経常利益	162,277	697,687	359,531
	当期純利益	147,001	471,639	245,756

平成28年7月期の数字は試算表による概算ベースです。

平成27年7月期は、バイオマス発電に必要な植物・穀物の種子の販売による売上が計上されており、平成28年7月期は、東南アジアでのバイオマス原料（ペレット）の製造・販売事業及びバイオマス発電事業を展開させるという事業方針の転換から、その準備に入っていたため、売上・利益が減少しております。

1 S\$ = 74.56円（平成28年10月21日現在）

#### 国内不動産における投資及び投資マネジメント事業

当社は、国内不動産事業に関して2つの柱となる事業につき取り組むことを決定しております。一つは宿坊関連事業であり、一つは資産運用向け不動産事業であります。

日本政府は平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：安倍晋三首相）」を開き、2020年の訪日外国人観光客数の目標を年間2,000万人から4,000万人に倍増させることを決めました。今後、日本では、益々海外からの訪日観光客向けの宿泊施設の需要が拡大すると予想されます。

海外では社寺は文化的・芸術的側面から高い人気を誇り、外国人旅行者の大きな訪日目的のひとつとなっており、日本国内でも昨今の観光ブームにより社寺は注目されはじめ、近年、宿泊施設不足解消、地域活性化、日本の伝統文化のPR効果などもあって、日本の歴史・伝統文化が凝縮されたスポットである社寺に泊まり、様々な日本文化を体験できる宿泊施設として、国内外から宿坊が注目されております。

さらに昨今は、事例として、高野山にゲストハウスが建築されたり、体験型プログラムの充実に努めている宿坊や、或いは、ペンション型の宿坊も出現しており、また、外国人向け和 문화体験プログラムを展開する企業も出てきている等、観光客向けに宿坊の特色も工夫され、様々なサービスを提供する施設も増えているといった記事等の情報が出ております。

当社は、平成28年8月4日に、一般社団法人全国寺社観光協会（所在地：大阪府大阪市北区東天満一丁目11番13号、代表者：平田 益男、以下、「全国寺社観光協会」という。）が手掛ける「宿坊創生プロジェクト」、いわゆる宿坊の開発及び運営事業に係る流動化等の投融資取組におけるアレンジメント・サービス業務を受託し、全国寺社観光協会と当社及び有限会社サムエンタープライズ（所在地：大阪市西区江戸堀一丁目20番11号、代表者：尾崎 友紀、以下、「サムエンタープライズ社」という。）の共同出資による主にインバウンド向け宿泊関連事業を行うためのSPV（不動産ファンド等の特別目的事業体）である合同会社和空下寺町を設立し、当該SPV設立等に係るアレンジメント業務を行っております。

なお、当社は、平成28年5月30日に実施した第三者割当増資により調達した資金の内、当該事業に拠出する予定の資金全額を当該SPV設立の際の資本金への出資及び宿坊施設を開発するための完成までのつなぎ資金として融資という形で資金を拠出しております。

当初、当社はSPV設立後のエクイティ出資金として他の投資家との共同出資を行い、残額を金融機関等からの借入による調達を想定しておりましたが、まだ本事業スキームによる実績が無いことやその割に融資の額が大きいこと等により、上記最初の取組をスタートさせるまでに金融機関からの理解を得ることが出来なかったため、今回は、共同事業者であるサムエンタープライズ社との協調でのつなぎ融資というスキームを採用しましたが、完成後は投資家への売却またはローンの組替えにより、速やかに融資を回収し、次の本事業に係る取組において再投資していく方針です。

そこで当該取組の経験を踏まえ、今後、本事業における実績が積み上がり、投資額の大小に関係なく資金が調達しやすくなるまでは、開発のサイズの小さな案件を優先させたいと考えておりましたところ、その後、当社の情報収集等の活動や宿坊関連事業の取組がマスコミ等に取り上げられたこと等により、当該取組に関する問い合わせや情報及び案件が多数入ってくるようになり、その中で、既に運営している宿坊施設の改装や古民家を改築してインバウンド向け宿泊施設として利用する等、初期投資が抑えられた新しいスキームによる取組を行っている企業との協働事業に参画できる可能性が出てきたことから、当社としましては、今後もまだまだ需要が拡大すると見込まれる宿坊及び古民家の開発に係る流動化等の取組に対し、更に本資金調達による当該資金によって投融資する方針を決定いたしました。

当社は、当社及び共同出資者の出資による主にインバウンド向け宿泊関連事業を行うためのSPV（不動産ファンド等の特別目的事業体）を設立し、当該SPV設立時の資本金及び設立後のエクイティ出資金の一部を出資いたします。

今回のスキームにおける当社の資金拠出に関しましては、開発コストが少なく済むことから、仮に金融機関からの融資がなくともエクイティのみでも開発が可能となること、また、1本当たりのSPVへのエクイティ出資金の当社の持分を多くすることによって、運用開始後の配当及び売却後のキャピタルゲインについて、持分比率に応じたより多くの収益の獲得を目指します。

当該SPVの設立は、主にインバウンド向け宿泊施設の開発用の土地の確保及び中古不動産の取得を目的とした当該物件情報を入手した際に機動的に行います。

本取組は、基本的に不動産ファンドを組成して取得することを企図し、1本100百万円前後の規模の不動産ファンドを組成し、ファンド組成に係る資金及び不動産取得及び開発に係る資金を、当該SPVの設立時の資本金及び設立後のエクイティ出資金の一部等にて拠出し、残額分は当社の投資家ネットワークにおける投資家からの出資による調達を予定しておりますが、現在、4つの物件を候補として検討しております。

最終的に、収益物件として長期保有するか売却益獲得のために転売するかを判断し、転売する場合のエグジットまでの想定期間は、取得から1年間程度を見込んでおります。

本取組による当社の収益として、流動化スキームのアレンジメント業務に対する報酬、アセットマネジメント業務に対する報酬、配当及びファンドのエグジット時のキャピタルゲインを見込みます。

また、エグジット後もアセットマネジメント業務を継続して請負うケースも想定できます。

次に、プライスウォーターハウスクーパース(PwC：本拠地をロンドンに置く世界4大会計事務所の一つ)及びアーバンランド・インスティテュート(ULI：ワシントン・ロスアンゼルス・ロンドンを拠点とする不動産関連シンクタンク)が共同発表しています不動産動向調査報告書「Emerging Trends in Real Estate® Asia Pacific 2016(不動産の新しい動向 アジア太平洋2016年)」にあるとおり、不動産投資と開発投資の見通しランキングにおいて、東

京が2年連続の首位、大阪が投資見通しランキングで4位に選ばれております。このことから、グローバルな視点から見た日本の不動産市場に対する投資は、今後も高い注目度が続くと思われま

す。当社は、上記のように世界的に見ても安定した資産として非常に高く評価されている日本の不動産市場において、個人の資産運用として不動産賃貸ビジネスを活用している市場に注目しております。

景気が緩やかながら回復している日本の経済環境の下、日本の安定した賃料収入は、サイドビジネスとしても非常に有効な収益源であり、国土交通省・住宅局が平成28年3月に公表した「平成27年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書」の賃貸住宅の建設・購入に係る融資(アパートローン)の実績によると、平成26年度の賃貸住宅向け新規貸出額は、3兆3,933億円で、平成25年度より3,682億円増加しており、個人でも取得・所有できるアパートメントのような比較的小型の物件の需要は未だに高い状況が続いております。

当社は、このビジネスチャンスを生かすべく、個人の資産運用向け販売用不動産の投資事業を展開したいと考えており、当社が過去不動産の取得販売事業を行っていることから、取引業者等から継続的に案件情報が入ってきている中で、当社の目から見ても優良と判断できる物件情報が増えてきていますが、不動産事業は、その取得の意思決定のスピードが非常に重要であり、一定の機動的な取得資金を確保しておかなければなりません。

当社は、当社及び当社との提携を検討している会社の持つ不動産ネットワーク及び投資家ネットワークを駆使し、販売用不動産として安定収益の見込める居住用物件を中心に物件の選定を行い、当社は、本資金調達により機動的な不動産取得資金を確保し、当該資金によって当該物件を取得し、個人の資産運用向けに販売していきたいと考えております。

なお、当社との提携を検討している会社につきましては、実際に業務提携等の契約締結後、速やかに開示いたします。

本事業は、第1のスキームとして、1棟50百万円～100百万円程度の中古アパートメント等の小型物件を仕入れ、コンバージョンした上で資産運用不動産として個人向けに売却いたします。

また、第2のスキームは、エンドユーザー向け収益不動産用地を取得し、新築アパートメントを建築後または建築中に売却いたします。

土地取得資金と建築費用の総額で100百万円程度を想定しております。

本事業スキームにおける期間は、1物件当たりの取得から売却までのサイトを1ヶ月～6ヶ月を想定しております。

なお、本資金調達における引受予定先は、当社の東南アジア及び日本国内におけるクリーンエネルギー関連事業、インバウンド向け宿泊施設開発事業及び国内不動産事業等の成果による当社の企業価値向上を期待しております。

#### 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
海外事業会社の株式取得	830百万円	平成28年11月
不動産事業におけるSPV(特別目的事業体)への出資	50百万円	平成28年12月
販売用不動産投資	100百万円	平成28年12月
合計	980百万円	

#### 本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
不動産事業におけるSPV(特別目的事業体)への出資	150百万円	平成29年4月～
販売用不動産投資	100百万円	平成29年3月～
国内エネルギー関連事業におけるSPV(特別目的事業体)への出資	500百万円	平成28年12月～
海外エネルギー関連事業における投資	270百万円	平成29年1月～
運転資金	273百万円	平成29年4月～平成30年3月
合計	1,293百万円	

海外事業会社の株式取得資金です。

当社は、MGPE社の発行済株式3,903,891株の内、当社の所有する株式740,000株（発行済株式の18.96%）以外の株式3,163,891株（81.04%）すべてを取得するために必要な資金として830百万円相当を、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金より拠出いたします。

不動産事業におけるSPV（特別目的事業体）への出資金です。

当社は、当社及び共同出資者の出資による主にインバウンド向け宿泊関連事業を行うためのSPV（不動産ファンド等の特別目的事業体）を設立し、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金並びに本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金にて、当該SPV設立時の資本金及び設立後のエクイティ出資金の一部として、ファンド1本当たり50百万円～100百万円程度を出資し、総額200百万円の拠出を予定しております。

まずは平成28年12月に50百万円程度の第1号案件の取組を見込んでおり、本新株式による調達資金50百万円を充当いたします。

その後の案件につきましては、本新株予約権の行使による調達資金150百万円を充当いたしますが、行使状況を見つつ順次展開して参ります。

販売用不動産取得資金です。

当社は、国内における不動産投資事業として、個人の資産運用向け販売用不動産の取得資金として中古不動産1棟当たり50百万円～100百万円程度、土地1案件50百万円程度及び建築費用50百万円程度を想定し、まずは平成28年12月に50百万円程度の中古不動産を2棟取得するところからスタートしたいと考えております。

本事業は、総額200百万円を予定しておりますが、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金並びに本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金を使って当該不動産を順次取得していく予定です。

国内エネルギー関連事業におけるSPV（特別目的事業体）への出資金です。

当社は、当社単体で保有の上行太陽光発電事業と第三者の会社と共同で行う太陽光発電事業の転売事業におけるSPVへのエクイティ出資金として、1案件75百万円～90百万円程度とし、総額500百万円を予定しておりますが、当社発行の本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金にて順次充当していく予定です。

なお、案件情報はいくつか入ってきておりますが、資金の入金状況との兼ね合いで投資判断をして参りたいと思います。

海外エネルギー関連事業における投資資金です。

当該事業はすべてMGPE社が行うものであり、当社は、当社による貸付金等の資金を使ってMGPE社に事業を遂行させます。

当社は、タイにおける木質ペレット製造と販売事業において、MGPE社と現地企業との合弁会社設立及び合弁会社による当該事業を行うための工場を3か所建設することに伴う出資金の一部として270百万円を予定しておりますが、まずは、既に当社が出資をした約200百万円の資金で1か所の工場を建設し当該事業をスタートさせ、その後、事業の進捗状況及び当社発行の本新株予約権の行使状況を勘案して、行使された際に払い込まれる資金にて順次充当していく予定です。

なお、前述しましたインドネシアでのバイオディーゼル燃料を使った発電事業、PKS（油やし核殻）の集荷及び販売事業等の進捗状況によっては、スピード感及び収益貢献の観点から当該事業への必要資金として優先して拠出する可能性がございます。

そのように調達資金の用途が変更になった場合には、その旨を速やかに開示してまいります。



#### 運転資金（一般管理費、支払報酬等）

現在、当社では、従前のビジネスでは収益化を見込める案件がなく、また、手元資金も不足しているという状況において、今後、海外及び国内のエネルギー関連事業及びインバウンド向け宿泊関連事業並びに国内不動産事業の取組を行い、成約させることで安定した事業収益が獲得できると考えておりますが、特に海外及び国内におけるエネルギー関連事業、インバウンド向け宿泊関連事業は、投資から収益の実現まで時間が掛かることから、また、上記の事業を推進するに当たり、どの事業も相当数の案件について精査・取組・成約というような活動を行うため、管理部門も含めてどの事業部門においても人員の増強は必要になってくることが想定されること及び海外事業への注力から出張費用等のランニングコストの増加が予想されることから、安定的な収益確保につながるまでに必要と見込まれる平成29年4月から平成30年3月までの一般管理費（人件費・支払家賃等）、業務委託先等への支払報酬（監査報酬、顧問先等）、支払手数料（証券代行等）等の運転資金として273百万円を当社発行の本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金にてそれぞれ充当する予定です。

当該金額は、来期中に収益化する予定のタイにおける木質ペレット製造・販売事業等の東南アジアにおけるエネルギー関連事業、日本国内における太陽光発電事業等のエネルギー関連事業及び現在取組んでいる下寺町案件を含めた宿坊及び古民家の開発に係る流動化取組等の主にインバウンド向け宿泊関連事業並びに個人の資産運用向け販売用不動産の投資事業の全てが収益化できなかった場合の想定金額であります。当該各事業が順調に推移し、収益による余剰資金が出た場合は、当該収益事業に係る取組に更に投資をしていく方針であります。仮に、当社の収益状況により当該運転資金の用途に変更が生じた場合には適切に開示して参ります。

なお、今期平成29年3月までの運転資金は、本資金調達によるOPM社のDES資金100百万円で充当いたします。

当社は、上記項目への資金の活用により、MGPE社による海外のエネルギー関連事業における事業収益及び国内のエネルギー関連事業における事業収益、インバウンド向け宿泊関連事業における不動産ファンド事業でのアレンジメント報酬及びアセットマネジメント報酬並びに配当収益、不動産投資事業による売却収益等を獲得することで、事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築を行うことができ、当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な用途の支出時期について変更する場合があります。なお、計画のとおり資金調達が達成できない場合においては、当社といたしましては、上記のような前向きな投資案件に対して優先的に支出することを第一に想定しておりますが、当社の収益の状況に応じて、やむを得ず運転資金に充当させることを優先する場合があります。

また、上記の調達資金の用途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の用途として、上記「5. 新規発行による手取金の用途（2）手取金の用途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、エネルギー関連事業及び不動産関連事業の主力事業における市場地位の安定化や中長期的な財政基盤の強化と収益基盤の改善が可能となると考えており、当該資金の用途には合理性があると判断しています。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.

## a . 割当予定先の概要

名称	OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD
本店の所在地	1 Fullerton Road, #02-01, One Fullerton, Singapore
代表者の役職及び氏名	Director・NG AH LEONG
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	3,642,431 S\$ (平成28年9月末現在)
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	NG AH LEONG 100%

## b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社は、当社が平成28年5月30日に実施した第三者割当増資において、当社の新株式1,000,000株及び新株予約権40個（行使株数1,000,000株）を引受けておりますが、平成28年9月30日現在、当社株式を保有していません。 また、当該会社は、当社の大株主である前田健司との間で、平成28年10月3日から平成28年12月29日までの期間において当社普通株式610,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しているとのことですが、当該株式貸借契約に基づく借株については、既に、その全てを市場外で第三者に移動しており、現在、当社株式を保有していないとのことです。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は当該会社との間で、平成28年9月21日付で金100,000,000円の金銭消費貸借契約（利率：3.0%、返済期限：平成28年12月31日）を締結し、金100,000,000円を借入れております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(単位：S\$(シンガポールドル、1 S\$ = 74.56円 平成28年10月21日現在。)

尾崎 友紀

## a . 割当予定先の概要

氏名	尾崎 友紀（以下、「尾崎氏」という。）
住所	兵庫県神戸市
職業の内容	有限会社サムエンタープライズ 代表取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	尾崎氏は、平成28年9月30日現在、当社株式1,100,000株（発行済株式総数7.03%）を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

山本 隆久

## a．割当予定先の概要

氏名	山本 隆久（以下、「山本氏」という。）
住所	奈良県北葛城郡
職業の内容	税理士
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

高橋 修

## a．割当予定先の概要

氏名	高橋 修（以下、「高橋氏」という。）
住所	埼玉県川口市
職業の内容	会社役員
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

三浦 正臣

## a．割当予定先の概要

氏名	三浦 正臣（以下、「三浦氏」という。）
住所	東京都渋谷区
職業の内容	会社役員
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

新井原 博

## a. 割当予定先の概要

氏名	新井原 博 (以下、「新井原氏」という。)
住所	東京都中央区
職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	新井原氏は、平成28年9月30日現在、当社株式10,000株(発行済株式総数0.06%)を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

石田 智子

## a. 割当予定先の概要

氏名	石田 智子 (以下、「石田氏」という。)
住所	東京都港区
職業の内容	歯科医師
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

佐藤 満

## a. 割当予定先の概要

氏名	佐藤 満 (以下、「佐藤氏」という。)
住所	東京都新宿区
職業の内容	個人投資家
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	佐藤氏は、平成28年9月30日現在、当社株式30,000株(発行済株式総数0.19%)を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

永瀬 勝也

## a. 割当予定先の概要

氏名	永瀬 勝也（以下、「永瀬氏」という。）
住所	三重県鈴鹿市
職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	永瀬氏は、平成28年9月30日現在、当社株式30,000株（発行済株式総数の0.19%）を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

左藤 哲也

## a. 割当予定先の概要

氏名	左藤 哲也（以下、「左藤氏」という。）
住所	大阪府豊中市
職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

向竹 史恵

## a. 割当予定先の概要

氏名	向竹 史恵（以下、「向竹氏」という。）
住所	大阪府堺市
職業の内容	個人投資家
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	向竹氏は、平成28年9月30日現在、当社株式8,000株（発行済株式総数の0.05%）を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

桂 幹人

## a. 割当予定先の概要

氏名	桂 幹人（以下、「桂氏」という。）
住所	大阪府大阪市
職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

## (イ) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、平成23年3月期から6期連続で連結経常損失を計上し、前連結会計年度においては、営業損失94百万円、経常損失157百万円、親会社株主に帰属する当期純損失193百万円を計上しており、安定した収益の確保には至っておりません。

このように当社グループの業績が著しく悪化している中、今期、当社は、業績の回復及び向上による安定した経営基盤構築のための施策として、海外マーケットを対象とした投資及び投資マネジメント事業、並びに「インバウンド」をキーワードとした国内不動産投資及び投資マネジメント事業の展開を検討・実施して参りました。

具体的な活動として、平成28年5月30日に実施いたしました第三者割当増資による調達資金で、東南アジアにおいてエネルギー関連事業を展開しているMGPE社に出資を行い、更に、大阪市天王寺区下寺町においてインバウンド向け宿泊関連事業を行うための合同会社の設立に係るアレンジメント業務及び投資等を行っております。

当社としましては、今後、東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資及び投資マネジメント事業に加え、東南アジアからの投資を誘致することによる日本での太陽光発電に関する事業、主に訪日外国人観光客向けのインバウンドに関する投資及び投資マネジメント事業、従前からの事業領域である国内不動産事業を推進していくにあたり、当社がMGPE社を完全子会社化するための資金及び当社独自による投資資金が更に必要となってくることから、前回の増資以降、当社の事業に協力頂いているOPM社を中心に当社の事業展開にご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、その必要資金を確保することを目的として、本資金調達を企画いたしました。

## (ロ) 本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、当社グループの業績が著しく悪化している中、必要資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

## (A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することいたしました。

## (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模（時価総額等）及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することいたしました。

## (C) ライツ・オフアリング(コミットメント型)

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの）とノンコミットメント型ライツ・オフアリング（コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの）があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、当社の財務状況が、第19期（平成23年3月期）から第24期（平成28年3月期）まで、6期連続して経常損失を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号が規定する要件を満たせず、この手法は実施することが出来ないため資金調達の候補から除外することといたしました。

## (D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様の利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

## (E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希釈化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、当社の過去の決算状況及び当社が平成27年12月4日に業績予想の修正を行っていること等、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

## (F) 本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権の発行)

本資金調達方法は、本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもと本新株予約権者に行使指示を行うことが出来ることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様が株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、具体的に当社が新株式及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、割当予定先が今後当社との事業上の関係のある法人またはその代表者の場合、当社の経営方針を継続し、今後当社が行う事業にあたり当社と協働して株主価値向上に努めること、中長期的なスタンスで当社事業に関与し、実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、割当予定先が個人の場合、当社の経営方針及び当社が行う事業にご賛同頂けること、すべての割当予定先に対し、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、割当予定先との協議の結果、これらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

#### 株式価値希薄化への配慮

新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりませんが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が本新株予約権者に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様への株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

#### 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる特徴を盛り込んでおります。

本資金調達により、今後予定している事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し、自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

#### (八) 割当予定先を選定した理由

当社は、新たな事業取組としての海外及び国内のエネルギー関連事業、従来からの主力業務である不動産投資事業に関連するインバウンド向け宿泊関連事業及び不動産投資事業を行うという当社の経営方針をご理解頂き、中長期的なスタンスで当社にご協力頂ける割当予定先を模索しておりました。

その中で、当社の事業内容及び資金ニーズに深く共感して頂ける方を中心に相手先を絞り込み、今回の割当予定先を下記のとおり決定いたしました。

##### OPM社

OPM社を本新株式及び本新株予約権発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

OPM社は、本拠地をシンガポールに置き、海外の投資事業、特に東南アジアにおける事業に精通している会社で、当社の海外マーケットに目を向けた姿勢に大変ご理解を頂いており、また、海外からの日本への投資を誘致する際の日本での受け皿としても当社を高く評価して頂いておりましたことから、平成28年5月30日に発行しました第三者割当による新株式及び第7回新株予約権において引受及び行使実績があります。

そこで今回、当社の今後の事業戦略及び財務状態をご理解頂いたことから、本新株式及び本新株予約権による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

なお、今回、引受総額の内、当社のOPM社からの借入金100,000,000円のデット・エクイティ・スワップでの現物出資による引受とすることは、借入日である平成28年9月21日に、仮に当社が第三者割当による増資を行う場合には、返済の代わりに当社の株式を引受けることを当社代表取締役前田健司とOPM社Director・NGAH LEONG氏との間で合意していたためです。

##### 尾崎氏

尾崎氏を本新株式発行及び本新株予約権による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

尾崎氏は、大阪に本社を置く不動産会社であるサムエンタープライズ社を運営されており、当社との不動産事業及びインバウンド向け宿泊施設関連事業において協業関係を構築していくことを前提とし、平成28年5月30日に発行しました第三者割当による新株式においての引受実績があります。

その後、協働で宿坊関連事業における下寺町宿坊開発案件をスタートさせました。今後も、当該案件につきましては、完成までの過程及び完成後のエグジットについて協働していく予定です。

更に、当該案件の経験を生かして、新たな案件の選定やスキームづくりも協力関係を深めながら進めて参りたいと思います。

そこで今回、当社の今後の事業戦略及び財務状態をご理解頂いていること、今回の本株式と本新株予約権による投資資金は、前回と合わせて300百万を超えるものとなるため、本業に資金が必要となった場合は機動



的に換金していきたいという意向から、基本方針は純投資と伺っており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことから、本新株式及び本新株予約権による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

山本氏

山本氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

山本氏は、当社代表取締役である前田健司と従前よりインバウンド向け宿泊施設や商業施設に関連する事業及び案件における情報交換をしてきた税理士であり、大阪府大阪市にて税理士事務所を経営しており、当社の今後の事業戦略及び財務状態をご理解頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

高橋氏

高橋氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

高橋氏は、現在当社と顧問契約（M&A及びファイナンスに関する業務等）をしている経営コンサルティング会社のピラーテ株式会社（以下、「ピラーテ社」という。）代表取締役である黒澤明宏氏（以下、「黒澤氏」という。）からご紹介頂きましたが、東京都中央区にて主に受託ソフトウェア開発を行う会社を営んでおり、経営者の観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

三浦氏

三浦氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

三浦氏は、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、東京都港区にて飲食店プロデュースを行う会社を営んでおり、経営者の観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

新井原氏

新井原氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

新井原氏は、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、東京都中央区にてペット関連事業を行う会社を営んでおり、経営者としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

石田氏

石田氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

石田氏は、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、歯科医師として東京都港区にて歯科医院を営んでおり、経営者としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、本新株式による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

佐藤氏

佐藤氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

佐藤氏につきましては、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、個人投資家としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

永瀬氏

永瀬氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

永瀬氏につきましては、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、三重県鈴鹿市にてゴルフ場を営んでおり、経営者としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

左藤氏

左藤氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

左藤氏は、現在当社と顧問契約をしている経営コンサルティング会社のピラーテ社代表取締役である黒澤氏からご紹介頂きましたが、東京都品川区にて卸売業の会社を経営しており、経営者の観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、今回、新株式発行の割当予定先に選定いたしました。

向竹氏

向竹氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

向竹氏は、当社代表取締役である前田健司の友人であり、個人投資家としての観点から当社の今後の事業戦略及び財務状態をご理解頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

桂氏

桂氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

桂氏は、当社代表取締役である前田健司の友人で、経営コンサルティング会社を経営しており、従前より事業及び案件における情報交換をしてきたことから、当社の今後の事業戦略及び財務状態をご理解頂いたことから、今回、新株式発行の資金調達の割当予定先に選定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

## 本新株式

OPM社	: 7,300,000株
尾崎氏	: 1,500,000株
山本氏	: 1,000,000株
高橋氏	: 700,000株
三浦氏	: 700,000株
新井原氏	: 700,000株
石田氏	: 700,000株
佐藤氏	: 700,000株
永瀬氏	: 700,000株
左藤氏	: 700,000株
向竹氏	: 400,000株
桂氏	: 400,000株

## 本新株予約権

OPM社	: 17,000,000株
尾崎氏	: 1,500,000株

## e. 株券等の保有方針

## OPM社

割当予定先であるOPM社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、OPM社からは、今後、当社が行うエネルギー関連事業やOPM社が持つシンガポールの上場企業グループ等とのパイプを使って展開する海外事業における成果により当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び本新株発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権は、基本的に市場価格が行使価格を上回った場合に行使を行う方針である旨を聴取により確認しております。

## 尾崎氏

割当予定先である尾崎氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはなく、当社が平成28年5月30日に実施した第三者割当増資において引受けた当社の新株式1,100,000株を現在も保有しているものの、今回の本株式と本新株予約権による投資資金は、前回と合わせて300百万を超えるものとなるため、本業に資金が必要となった場合は機動的に換金していきたいという意向及び当社の経営に関与する意思のないことから、基本方針は純投資ですが、協業関係にある間は、一部、中長期保有になる可能性はあると伺っております。

そのため、市場動向や資金需要等によっては、本新株発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については短期での売却の可能性もあると伺っております。

また、本新株予約権は、基本的に市場価格が行使価格を上回った場合に行使を行う方針である旨を聴取により確認しております。

なお、尾崎氏は、主にインバウンド向け宿泊関連事業等の不動産開発事業において当社と協業しているサムエンプライズ社の代表取締役であることから、当社との協働により当社の企業価値の向上に協力して頂く予定ですが、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないと口頭にて伺っております。

## 山本氏

割当予定先である山本氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

高橋氏

割当予定先である高橋氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

三浦氏

割当予定先である三浦氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

新井原氏

割当予定先である新井原氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

石田氏

割当予定先である石田氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

佐藤氏

割当予定先である佐藤氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

永瀬氏

割当予定先である永瀬氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

左藤氏

割当予定先である左藤氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

向竹氏

割当予定先である向竹氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

桂氏

割当予定先である桂氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

なお、当社は、割当予定先より、割当日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を徴取する予定です。

## f. 払込みに要する資金等の状況

## OPM社

当社は、平成26年3月20日から平成26年12月31日に係る第1期事業報告書及び平成27年1月1日から平成27年12月31日に係る第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、第2期の売上が38,182 S\$（シンガポールドル）、営業損失が36,048 S\$、経常利益が1,492,091 S\$、当期純利益が1,495,505 S\$であることを確認し、また、貸借対照表により、純資産が2,669,057 S\$、総資産が2,719,394 S\$であることを確認いたしました。

なお、OPM社は月次による試算表を作成していないため、直近の財務状況は分かりませんが、資本金を平成28年3月末の2,305,931 S\$から平成28年9月末現在で3,642,431 S\$へと日本円で約100百万円の増資をしております。

また、当社は、OPM社の預金口座のステイトメントの写しを受領し、平成28年10月20日現在の預金残高が約692百万円（円換算）であることを確認し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、OPM社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、OPM社は、当社以外の会社の新株予約権も引受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。そのうえで、当社が、OPM社が本新株式及び本新株予約権の引受に係る資金並びに本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、新たに本新株式及び本新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有し、調達可能であることを確認できたことによるものであります。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

## 尾崎氏

当社は、尾崎氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月6日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、その資金は自己資金の他、尾崎氏が代表を務めるサムエンタープライズ社の自己資金からの借入金であることを聴取いたしました。

よって、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、自己資金の他、現在保有する当社株式及び本新株式の一部を売却することで、行使に係る払込みに必要な資金を確保していく予定と伺っております。

## 山本氏

当社は、山本氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月20日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

## 高橋氏

当社は、高橋氏の預金口座の通帳及び証券口座の写しを受領し、平成28年10月20日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

## 三浦氏

当社は、三浦氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月21日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

## 新井原氏

当社は、新井原氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月11日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

石田氏

社は、石田氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月17日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、払込金は全額自己資金又は払込金の一部を石田氏が経営する医療法人の自己資金からの借入で補って行うことを聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

佐藤氏

当社は、佐藤氏の証券口座の写しを受領し、平成28年10月20日現在の証券口座現金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

永瀬氏

当社は、永瀬氏の証券口座の写しを受領し、平成28年9月30日現在の証券口座投信残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であり、払込金は一部を解約して充てる予定であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

左藤氏

当社は、左藤氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年9月26日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

向竹氏

当社は、向竹氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月20日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

桂氏

当社は、桂氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年10月20日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、当該割当予定先から、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役社長 羽田寿次）に調査を依頼し、調査報告書を受領し、割当予定先すべてにおいて反社会的勢力との関係がないことが確認できており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

なお、割当予定先であるOPM社及び尾崎氏につきましては、平成28年5月30日に実施の第三者割当増資の際に、同調査機関より、OPM社及びOPM社の役員又は主要株主並びに尾崎氏が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の調査報告書を、それぞれ平成28年4月15日と平成28年4月6日付で受領しております。前回の調査から6か月以上経過はしておりますが、OPM社及び尾崎氏の経営するサムエンタープライズ社とは、その後も取引関係等を継続しているため、当社としましては、今回改めて当該調査を行う必要はないと判断したためであります。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

##### 本新株式

本株式の発行価格につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成28年10月21日）の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値（101円）から30.69%ディスカウントした70円に決定致しました。

本株式の発行条件におきましては、当社が継続的な赤字状態であることや、本資金調達規模の大きいこと、当社の今年の最安値が65円であること等から、最大割当予定先であるOPM社からは発行価格70円を条件として提示され、交渉を続けて参りました。当社としても、大幅なディスカウントによる有利発行を行う事で、既存株主の皆様への利益を毀損する可能性があることは十分認識しておりますが、本株式の発行による調達資金によって事業基盤を確立し、キャッシュフローを改善することで、企業価値向上を実現することが、株主の皆様への利益につながると考え、発行価格70円というOPM社の提示する条件で同意し、その条件で他の割当予定先へ提示するに至りました。

なお、本新株式の発行価格については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均112円に対して37.50%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均116円に対して39.66%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均120円に対して41.67%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱に関する指針等に照らせば、本新株式の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本株式の発行については、平成28年11月10日開催予定の弊社臨時株主総会において、本株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件としております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス社」という。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（101円）、行使価格（70円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年）、無リスク利率（-0.266%）、株価変動性（86.02%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提（当社は、基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が当初株価の200%まで上昇した場合は、取得条項を発動する。割当予定先は、株価が行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は、1回あたり653個（直近2年間における1日当たり平均売買出来高の約10%）とし、権利行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果は160円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として最大割当予定先であるOPM社と協議いたしましたが、早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「5.新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の資金が必要不可欠であり、割当予定先との交渉を進めた結果、1個あたりの発行価格は160円と決定しました。

当社といたしましては、本新株予約権の公正価値評価を独立した第三者算定機関であるブルータス社に委託して取得した算定評価は、一般的な価格算定モデルに則った妥当なものであると考えており、当該算定結果に基づき、本新株予約権の発行価格を公正価値評価額（160円）と同額である1個あたり160円にすることにより、本新株予約権の発行価格は、公正価値評価の観点からみると妥当な金額であると考えておりますが、本新株予約権の行使価格70円と1株当たりの発行価格1.6円の合計額71.6円が本新株式の発行価格70円に近接することから、有利発行に該当する可能性を完全には排除できないため、既存株主の皆様への意思を確認することが適切であると考え、また、既存株主の皆様への利益を毀損する可能性があることは十分認識しておりますが、本資金調達により調達した資金を厳選した分野に投下することで、既存株主の皆様への利益にも資するものと考え、本新株予約権の発行についても、平成28年11月10日開催予定の当社臨時株主総会において、本新株予約権の発行に関する議案について有利発行としての特別決議による承認を得ることを条件としております。

#### (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると診断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は15,500,000株（議決権数は155,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数15,641,244株に対し99.10%（平成28年9月30日現在の当社議決権個数156,405個に対しては99.10%）、本新株予約権の行使による発行株式数は18,500,000株（議決権数は185,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数15,641,244株に対し118.28%（平成28年9月30日現在の当社議決権個数156,405個に対しては118.28%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は217.37%であります。また、本資金調達によ

り発行される株式数と平成28年5月30日に実施した第三者割当による資金調達により発行された株式数の合計株式数は37,100,000株であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数12,541,244株に対し、希薄化の割合は295.82%であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。さらに、本株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり70円であります。これは平成28年3月期の1株当たり純資産額18.18円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成26年3月期は7.67円とプラスになっているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎず、平成27年3月期は23.76円、平成28年3月期は15.40円とマイナスが続いております。調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

また、本新株予約権の第三者割当を含め、本新株式及び本新株予約権の発行決議日である平成28年10月24日から6ヶ月以内に行われた第三者割当に係る議決権数は総株主の議決権数の25%以上となります。そこで当社は、株主総会の特別決議による承認を発行決議の条件といたしました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式の総数15,500,000株に係る議決権数は155,000個であり、これに本新株予約権の目的である株式の総数18,500,000株に係る議決権数185,000個を合算した議決権数は340,000個となることから、当社の総議決権数156,405個に占める割合は217.38%となります。また、本資金調達により増加する株式の総数34,000,000株に係る議決権数340,000個と平成28年5月30日に実施した第三者割当による資金調達により増加した株式の総数3,100,000株に係る議決権数31,000個を合算した議決権数は371,000個となることから、平成28年3月31日現在における当社の議決権数125,412個に占める割合は295.82%となります。

今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.	1 FULLERTON ROAD, #02- 01, ONE FULLERTON, SINGAPORE	0	0	24,300,000	48.95
尾崎 友紀	兵庫県神戸市	1,100,000	7.03	4,100,000	8.26
前田 健司	兵庫県神戸市	1,714,100	10.96	1,714,100	3.45
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	1,396,600	8.93	1,396,600	2.81
山本 隆久	奈良県北葛城郡	0	0	1,000,000	2.01
株式会社SBI 証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	863,300	5.52	863,300	1.74
佐藤 満	東京都新宿区	30,000	0.19	730,000	1.47
永瀬 勝也	三重県鈴鹿市	30,000	0.19	730,000	1.47
新井原 博	東京都中央区	10,000	0.06	710,000	1.43
高橋 修	埼玉県川口市	0	0	700,000	1.41
計		5,144,000	32.89	36,244,000	73.01

(注) 1. 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株式15,500,000株（議決権数155,000個）及び本新株予約権の目的である株式の総数18,500,000株（議決権数185,000個）を加えて算出しております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成28年11月18日から平成30年11月17日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。上記の数値は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の数値を示しております。

4. 本新株式及び本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。

5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6. 上記持株比率は、平成28年9月30日時点の株主名簿を基準としておりますが、当社の平成28年10月21日提出の主要株主の異動についての臨時報告書に記載のとおり、前田健司は、平成28年10月3日付で合計1,210,000株の貸付を実施しており、同氏の本有価証券届出書提出日時における持株比率は3.22%であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

第三者割当により発行される本新株式は15,500,000株（議決権数は155,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数15,641,244株に対し99.10%（平成28年9月30日現在の当社議決権個数156,405個に対しては99.10%）、本新株予約権の行使による発行株式数は18,500,000株（議決権数は185,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数15,641,244株に対し118.28%（平成28年9月30日現在の当社議決権個数156,405個に対しては118.28%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は217.37%であります。また、本資金調達により発行される株式数と平成28年5月30日に実施した第三者割当による資金調達により発行された株式数の合計株式数は37,100,000株であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数12,541,244株に対し、希薄化の割合は295.82%であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。さらに、本株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり70円であります。これは平成28年3月期の1株当たり純資産額18.18円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であるとと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成26年3月期は7.67円とプラスになっているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎず、平成27年3月期は23.76円、平成28年3月期は15.40円とマイナスが続いております。調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社グループは、平成23年3月期から6期連続で連結経常損失を計上し、前連結会計年度においては、営業損失94百万円、経常損失157百万円、親会社株主に帰属する当期純損失193百万円を計上しており、安定した収益の確保には至っておりません。

このように当社グループの業績が著しく悪化している中、今期、当社は、業績の回復及び向上による安定した経営基盤構築のための施策として、海外マーケットを対象とした投資及び投資マネジメント事業、並びに「インバウンド」をキーワードとした国内不動産投資及び投資マネジメント事業の展開を検討・実施して参りました。

具体的な活動として、平成28年5月30日に実施いたしました第三者割当増資による調達資金で、東南アジアにおいてエネルギー関連事業を展開しているMGPE社に出資を行い、更に、大阪市天王寺区下寺町においてインバウンド向け宿泊関連事業を行うための合同会社の設立に係るアレンジメント業務及び投資等を行っております。

当社としましては、今後、東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資及び投資マネジメント事業に加え、東南アジアからの投資を誘致することによる日本での太陽光発電に関する事業、主に訪日外国人観光客向けのインバウンドに関する投資及び投資マネジメント事業、従前からの事業領域である国内不動産事業を推進していくにあたり、当社がMGPE社を完全子会社化するための資金及び当社独自による投資資金が更に必要となってくることから、前回の増資以降、当社の事業に協力頂いているOPM社を中心に当社の事業展開にご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、その必要資金を確保することを目的として、本資金調達を企画いたしました。

本資金調達による新株式及び新株予約権の発行による議決権ベースの希薄化率は295.82%と、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に該当するため、同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」または第2号「当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そのため、当社は平成28年11月10日開催予定の当社臨時株主総会において、「第三者に特に有利な払込金額による募集株式の発行及び第三者に特に有利な条件による募集新株予約権の発行」を上程し、上記の「株主の意思確認」を行うとともに、株式及び新株予約権の有利発行議案の特別決議を付議させていただくことといたしました。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第24期有価証券報告書及び四半期報告書（第25期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第24期有価証券報告書の提出日（平成28年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成28年7月14日提出の臨時報告書）

#### 1. 提出理由

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を30,000,000株から50,000,000株に増加させるものであります。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）第1項の変更を行うものであります。

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、前田健司、松本一郎、齋藤顕次、鷲謙太郎、佐野隆太郎を選任するものであります。

###### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、本村道徳を選任するものであります。

###### 第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として監査法人アリアを選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	44,512	1,464	0	(注) 1	可決 96.7
第2号議案 取締役5名選任の件				(注) 2	
候補者番号1	44,501	1,475	0		可決 96.7
候補者番号2	44,566	1,410	0		可決 96.8
候補者番号3	44,566	1,410	0		可決 96.8
候補者番号4	44,566	1,410	0		可決 96.8
候補者番号5	44,567	1,409	0		可決 96.8
第3号議案 監査役1名選任の件	44,693	1,283	0	(注) 3	可決 97.1
第4号議案 会計監査人選任の件	44,661	1,315	0	(注) 4	可決 97.0

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## (平成28年10月21日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、当社の主要株主であり代表取締役社長である前田健司より、下記に記載の各株券等貸借取引を行っていた旨の報告を受けました。当該取引により、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 記

当社の主要株主であり代表取締役社長である前田健司が、合同会社アセットレボリューション号(以下、「アセットレボリューション社」といいます。)との株券等貸借取引契約に基づき平成27年12月13日付で100,000株の貸付を実施したことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の代表取締役社長である前田健司が、アセットレボリューション社から、上記記載の取引による貸付分を含む650,000株について、平成28年2月8日付で返済を受けたことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の主要株主であり代表取締役社長である前田健司が、株式会社共和キャピタル(以下、「共和キャピタル社」といいます。)との株券等貸借取引契約に基づき平成28年3月16日付で600,000株の貸付を実施したことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の代表取締役社長である前田健司が、共和キャピタル社から、上記記載の取引による貸付分を含む1,050,000株について、平成28年3月31日付で返済を受けたことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の主要株主であり代表取締役社長である前田健司が、共和キャピタル社及びOCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.（以下、「OPM社」といいます。）との株券等貸借取引契約に基づき平成28年4月1日付でそれぞれ600,000株及び450,000株の貸付を実施したことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の代表取締役社長である前田健司が、共和キャピタル社及びOPM社から、上記記載の取引による貸付分を含む1,210,000株について、平成28年9月27日付で返済を受けたことにより、当社の主要株主に異動が生じました。

当社の主要株主であり代表取締役社長である前田健司が、共和キャピタル社及びOPM社との株券等貸借取引契約に基づき平成28年10月3日付でそれぞれ600,000株及び610,000株の貸付を実施したことにより、当社の主要株主に異動が生じております。

以上

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

上記1 提出理由、及び記載の取引において、主要株主でなくなるもの  
前田 健司

上記1 提出理由、及び記載の取引において、主要株主となるもの  
前田 健司

### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合 当該主要株主の所有議決権の数

		所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
	異動前	12,641個	10.08%
	異動後	11,641個	9.28%
	異動前	10,641個	8.48%
	異動後	17,141個	13.67%
	異動前	12,641個	10.08%
	異動後	6,641個	5.30%
	異動前	6,641個	5.30%
	異動後	17,141個	13.67%
	異動前	17,141個	13.67%
	異動後	6,641個	5.30%

異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、上記 から 記載の取引に基づく異動については、当該異動時点における総株主の議決権の数（125,412個）を分母として計算し、上記 及び 記載の取引に基づく異動については、当該異動時点における総株主の議決権の数（156,412個）を分母として計算しております。

### (3) 当該異動の年月日

平成27年12月13日  
平成28年2月8日  
平成28年3月16日  
平成28年3月31日  
平成28年4月1日  
平成28年9月27日  
平成28年10月3日

### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,395百万円  
本報告書提出日現在の発行済株式総数 15,641,244株

## 3. 最近の業績の概要について

第25期第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高(百万円)	117
----------	-----

#### 4. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第24期有価証券報告書に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日(平成28年6月28日)以降、本有価証券届出書の提出日(平成28年10月24日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成28年5月30日 (注)1	110,250	1,342,242	110,250	1,207,229
平成28年6月8日~ 平成28年8月26日 (注)2	53,050	1,395,292	53,050	1,260,279

(注)1 有償第三者割当増資

発行価額 220,500千円

資本組入額 110,250千円

2 新株予約権の権利行使により増加したものであります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第1四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前々連結会計年度において、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上し黒字転換しているが、経常損失を計上していた。前連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していた。当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々事業年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上していた。前事業年度においては、営業損失、経常損失、当期純損失を計上していた。当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月17日開催の取締役会において、連結子会社である鳥取カントリー倶楽部株式会社の一部金融機関に対する債務について、連帯保証を行うことを決議した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

### 監 査 法 人 ア リ ア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に注記されている通り、会社グループは、過去継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、経常的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年7月22日開催の臨時取締役会において、MARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.への出資を決議した。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年8月13日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成28年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。